

日中法律家懇談会 開催される



小田成光弁護士の親しい友人でもある中国の律師、王晓濱先生(下の写真)が顧問となって、総勢12名の法律家による「中国最高人民法院 司法改革方法論訪日団」との懇談会が急遽開催されました。

銀杏の落ち葉が敷き詰められた晩秋の東京・日比谷公園内の由緒あるレストラン「松本楼」にて、12月10日の夕刻、にぎやかに晩餐会がはじまりました。開会に先立ち、中国人戦争被害賠償請求訴訟弁護団長の尾山宏弁護士(右写真)から、15年戦争の加害責任を果たし得てない日本国に対し、強制連行事件・南京大虐殺事件・731部隊・平頂山事件・「慰安婦」事件…。そして、中国でも大きく報道されたという中国残留孤児訴訟に取り組む日本の弁護士の活動が紹介され、訪日団から、感嘆の声が漏れ、大きな拍手と感謝の言葉が述べられました。



▲環直彌先生、小田成光先生

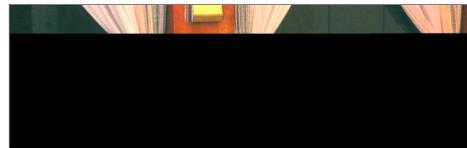
つづいて、平均年齢45才という訪日団に負けぬお元気な83才の環直彌弁護士の乾杯の音頭で、お食事をいただきながら、双方からの質問・応答という形で交流が深められました。



感謝の言葉を述べる楊潤時団長



訪日団の「司法制度改革調査」という目的からなされる質問に対し、日本側からの返答は、大変多岐に渡りました。司法の目的は弱者の救済であり、人権の擁護であるという前提から、現在進行中の日本における「司法制度改革」の現状評価は、かならずしも統一されていないことを、中国からの調査団は、きちんと理解されたように見受けられました。



日本側の返答を熱心に聞く訪問団

我が協会ではこれまで、数次にわたり「中国司法制度調査団」の派遣を進めてきましたが、最高人民法院の裁判官との交流は、経験しておりません。今回の、予期せぬ懇談会では、当日まで、訪中団の目的テーマも不明のまま、法律家同士の交流の場として臨んだ日本側の法律家約20人でしたが、今後の中国の法律家との連帯と友好の足がかりを得られた貴重な機会となったと思えました。(文責・本部事務局 林敦子)

◆中国最高人民法院 司法改革方法論訪日団 のメンバー

団長	楊潤時	最高人民法院法官	人民法院報社長
秘書長	孫軍工	最高人民法院法官	
	丁仁恕	遼寧省瀋陽市中級人民法院	院長
	憑小光	最高人民法院法官	
	王 闖	最高人民法院法官	
	謝經華	最高人民法院法官	
	張守增	最高人民法院法官	
	陳永輝	最高人民法院法官	
	寧 杰	最高人民法院法官	
顧問	王晓濱		法学博士
翻訳	鄭澤善	南開大学法学院	副教授

森川金壽先生を「偲ぶ会」に出席して

10月16日に亡くなった森川金壽弁護士を「偲ぶ会」が、12月10日（日）一ツ橋の日本教育会館で行われた。会場には約300名が詰めかけたが、そのうち半分以上は弁護士だった。その顔ぶれを見て、私はビックリした。非常に多彩でそうそうたる顔ぶれだったからだ。いずれも人権各分野の第一人者ばかり。それも司法「改革」賛成派から絶対反対派まで実に広範な弁護士が集まった。他の機会ではあり得ないだろう。第一部では、「自由人権協会と森川先生」と題して柳沼八郎弁護士、「家永教科書訴訟と森川先生」と題して新井章弁護士、「横田基地騒音公害訴訟と森川先生」と題して榎本信行弁護士、「横浜事件再審請求訴訟と森川先生」と題して環直彌弁護士からそれぞれあいさつがあった。いずれも故人のスケールの大きさとほのぼのとした人間味を彷彿とさせるものであった。第二部ではさらに多くの方々があつい思い出を語った。私自身は森川金壽弁護士と1～2度お会いし、お話をうかがったことがあるだけだが、偲ぶ会に出席してあらためて同弁護士の器の大きさと信念の強さを知った。同弁護士は弁護団会議等に毎回出席され、常にたたかひの最前線におられたという。肩書や立場で人を差別せず、人の話によく耳を傾けられたという。また、スケッチが得意で、旅先でもよく絵筆をとられたそうだった（会場にもたくさん飾ってあった）。生前にもっとお会いし、いろいろ教えてもらったらよかったな、とつくづく思った次第である。



森川先生思い出の品
ステッキ、帽子、眼鏡

（文責 下林秀人）

第39回司法制度研究集会 概要まとまる

司法制度は今まさに激しく変わりつつあります。刑事裁判における公判前整理手続、裁判員制度。労働審判制。家裁における人事訴訟管轄、成年後見制度。被疑者国選。法テラス。弁護士の激増と弁護士会のあり方。法曹養成（法科大学院）。等々。

来るべき司研集会では、まずはこうした激変しつつある司法制度の現状を確認し、その現状を獲得されるべき目標と対比して問題の所在とこれからの課題をみんなで探ってみたいと思います。

もっか、司法制度研究集会の成功のために、準備会がもたれています。第1回準備会は、11月30日におこなわれ、有意義な討議ができました。当日の内容は概ね

以下のとおりでした。

- ・全司法から、裁判所の中から見家裁人事訴訟管轄や後見制度に関連する現状と問題、少年法改正の動きや裁判員制度準備の状況等についてのご報告を頂きました。
- ・公判前整理手続の状況や司法支援センターの状況がまだ集約されておらず良く把握できない。状況把握が必要。
- ・法科学院においては、法曹養成の面での問題、研究者養成の面での問題（例えば研究者志望の激減の現状）、そして民主的な後継者養成の面での問題といった3つの面からの検討が必要なのではないか。
- ・あげられたテーマのうち、見解の分かれそうなもの（例えば法テラス）については複数の報告者をお願いした方がよいのではないか。
- ・「総括的問題提起」（第2部）についてはあまり無理に1本にまとめるのではなく、報告自体をテーマを大きく3つの部門程度に分けて行うことではどうか
- ・意見対立のあるテーマについて議論をいわゆる「空中戦」にするのではなく、まず現状把握につとめたい。その上で前進的な議論をしたい。
- ・法曹増員問題は問題が大きすぎるので今回のいくつもの議論のなかのひとつのテーマとして取り上げるのは無理と思われるので今回は見送ってはどうか。

こうした意見の中で、何人かご報告をお願いする方の候補が挙がりはしましたが、具体的には次回の検討課題としました。

このような議論を踏まえ、第2回準備会が12月21日（木）に予定されています。第2回の準備会后、正式な集会案内をみなさまのお手元にお届けする予定です。研究集会の成功のために、みなさまのご協力とご参加をお願いいたします。



インフォメーション

●夏季カンパ(未報告)と、

新横田基地公害訴訟弁護団からのカンパのご報告
前回ご報告後、下記の方々からカンパをいただきました。また、新横田基地公害訴訟弁護団からは、訴訟解決金のなかから、貴重なご寄付をいただきました。理事長名で、お礼状をお送りいたしました。この紙面をお借りして、ご報告し、改めて厚く御礼申し上げます。

武田哲幸／徳満春彦／利谷信義／廣谷睦男 各先生
尚、あつかましくも、冬季カンパのお願いを同封させていただきます。努力にもかかわらず、あいかかわらず、枯渇気味の協会財政です。ご出費の重なる時期に、大変恐縮ですが、ご厚志を心からお願い申し上げます。

●年末・年始の本部事務局

本部事務局は、12月29日～1月8日までを年末・年始休暇とさせていただきます。お急ぎのご用ならびに原稿などは、メールにて受付しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。どうぞ、よいお年を！

●新春の会議日程

2007年

1月10日（水）午後4時～6時 「法民」編集委員会

午後6時～8時 執行部会議

1月12日（金）午後1時～3時 新年懇談会

（松本楼 会費3000円）